

肥料の品質の確保等に関する法律に係る 登録・届出の手引き

特殊肥料生産の届出について



福島県農業総合センター

届出の提出先

〒963-0531

郡山市日和田町高倉字下中道116番地

福島県農業総合センター

安全農業推進部 指導・有機認証課

電話 024-958-1708

FAX 024-958-1727

E-mail nougyou.anzen@pref.fukushima.lg.jp

■ 特殊肥料生産(輸入)に係る届出について

- 農林水産省の告示「特殊肥料等を指定する件」により指定されているものが特殊肥料です。
- 第三者に譲渡（稲わらと堆肥の交換や、無償譲渡も該当します）する目的で特殊肥料を生産する場合は、肥料の品質の確保等に関する法律第22条第1項に基づき、福島県知事へ届け出なければなりません。
- 福島県の港湾から特殊肥料を輸入する場合も、同法同条の規定により福島県知事へ届け出なければなりません。
- 告示「特殊肥料等を指定する件」の改正により、届出された特殊肥料同士を配合して生産する「**混合特殊肥料**」が追加されました。
- 混合特殊肥料の原料に使用できるのは届出された特殊肥料のみです。ただし、同じ指定名の特殊肥料の配合は混合特殊肥料に該当しません。

※ 肥料を自ら施用する者からの委託を受け肥料を配合することは、届出の対象外です。

特殊肥料の生産に係る手続きについて

特殊肥料生産業者届の提出について

- ・ 特殊肥料の生産を開始する1週間前までに、福島県農業総合センターへ届出書及び参考資料を提出する必要があります。
- ・ 届出書は1銘柄につき1件提出してください。
- ・ 肥料販売の届出が未提出の場合は、同時に肥料販売業者届も提出する必要があります。

参考資料について

- ・ 特殊肥料の原料や生産方法等の確認のため、「特殊肥料実態調査票」を1部添付してください。
- ・ 過去、過剰に尿素を添加し窒素含有率を過度に表示した業者もいたため、発酵促進に石灰窒素や尿素等を添加する場合には、特殊肥料実態調査票に記載するとともに、添加量が必要最低限であることを示す資料も1部添付してください。
- ・ 届出人を確認するために、以下の書類のいずれかを添付してください。
 - 法人の場合：「履歴事項証明書」（届出日から3か月以内に発行されたもの）
 - 個人の場合：「住民票抄本」（届出日から3か月以内に発行されたもの）
- ・ 届出をする肥料の種類が「堆肥」や「動物の排せつ物」の場合は、表示に係る成分の含有量や金属成分が過剰に含まれていないか確認のため、成分分析表を1部添付してください。
- ・ もみがらくん炭を特殊肥料として届け出る場合には、平成24年9月7日付け農林水産省生産局農産部穀物課長通知「平成24年産以降の稲及び麦に由来する副産物の取扱いについて」に基づき、放射性セシウムの測定結果を1部添付してください。

※ 福島県農業総合センターでは持ち込まれた肥料の分析は行っておりません。成分分析は分析事業者に依頼してください。

- ・ 他社の工場で委託生産する場合は、生産設備の貸借による肥料の生産に関する届出書も添付してください。

混合特殊肥料の届出に係る注意事項

混合特殊となる肥料について

- ・届出された特殊肥料を配合して生産する特殊肥料です。
- ・令和2年12月1日付け農林水産省消費・安全局長通知「「肥料取締法の一部を改正する法律」の施行について」により、同じ指定名の特殊肥料の配合（例：堆肥と堆肥を配合）は、混合特殊肥料に該当しないので注意してください。
- ・提出する届出書の様式は特殊肥料の届出書と同じです。

混合特殊肥料の届出での参考資料について

- ・配合する特殊肥料や材料確認のため、混合特殊肥料用の「混合特殊肥料実態調査票」を1部添付してください。
- ・福島県以外の都道府県で受理された特殊肥料を用いる場合には、その肥料の届出が確認できる資料も添付してください。

混合特殊肥料で使用できる材料及び用途

- ・混合特殊肥料の場合、固結防止材、浮上防止材、粒状化促進材、悪臭防止材が「材料」として使用が可能です。
- ・上記の用途に用いることができる材料については、告示「特殊肥料等を指定する件」により、下記のとおり定められています。

◆ 固結防止材

滑石粉末、クレー、けい酸石灰、けい石粉末、けいそう土、潤滑油、シリカゲル、シリカ粉、シリカヒューム、ゼオライト、なたね油、パーライト、ベントナイト

◆ 浮上防止材

安山岩粉末、かんらん岩粉末、けい石粉末、けつ岩粉末、砂岩粉末

◆ 粒状化促進材

アタパルジャイト、安山岩粉末、アンモニア液又はアンモニアガス（中和造粒のために使用する場合に限る。）、イースト菌発酵濃縮廃液、カオリン、滑石粉末、カルボキシメチルセルロース、かんらん岩粉末、クレー、軽焼マグネシア、けい石粉末、けいそう土、コーンスターチ、こんにゃく飛粉、砂岩粉末、消石灰、ゼオライト、石こう、セピオライト、でんぶん、糖蜜、ぬか、パルプ廃液、ベントナイト、リグニンスルホン酸、硫酸（中和造粒のために使用する場合に限る。）、りん酸液（中和造粒のために使用する場合に限る。）

◆ 悪臭防止材

ゼオライト

※ 材料を使用する場合には、添加量が「必要最小限」であることを示す資料を必ず添付してください。

※ 使用する材料が有機農産物の生産に使用可能かは、各自、認証機関へ確認してください。

凝集促進材を使用した特殊肥料について

- 平成29年11月から、指定名「動物の排せつ物」に凝集促進材を使用できることとなりました。また、凝集促進材を使用した「動物の排せつ物」を原料とする指定名「堆肥」、「動物の排せつ物の燃焼灰」、混合特殊肥料の生産も可能になりました。
- 使用できる凝集促進材の種類は下記の通りです。
 - ① ポリアクリルアミド系高分子凝集促進材
 - ② ポリアクリル酸ナトリウム系高分子凝集促進材
 - ③ ポリアクリル酸エステル系高分子凝集促進材
 - ④ ポリメタクリル酸エステル系高分子凝集促進材
 - ⑤ ポリアミジン系高分子凝集促進材
 - ⑥ アルミニウム系無機凝集促進材
 - ⑦ 鉄系無機凝集促進材

※ 凝集促進材が使用された肥料は「有機農産物」の生産に使用できません。凝集促進材を使用した肥料を販売・譲渡するときは、有機農産物の生産に使えない旨を販売先（譲渡先）に必ず伝えてください。

特殊肥料生産業者届出書

年 月 日

福島県知事 様

住 所

氏 名 （名称及び代表者の氏名）

（電 話）

（F A X）

（E-mail）

下記により特殊肥料を生産したいので、肥料の品質の確保等に関する法律第22条第1項の規定により届け出ます。

記

- 1 氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 2 肥料の種類
- 3 肥料の名称
- 4 生産する事業場の名称及び所在地
- 5 保管する施設の所在地

記入例

特殊肥料生産業者届出書

□□□□年△△月★★日 *1)

*1：日付は西暦、和暦どちらも可

福島県知事 ◎◎ ◎◎ 様

住 所 郡山市日和田町☆☆字*** *2)

*2：個人商店や任意組合の場合は代表個人の住所を記入

氏 名 株式会社○○○○

代表取締役 ○○ ○○ *3)

*3：押印不要

(電 話) ○○○-○○○-○○○○

(F A X) ○○○-○○○-○○●●

(E-mail) ****@□□□□

記

- 1 氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

郡山市日和田町☆☆字***

株式会社○○○○

代表取締役 ○○ ○○

- 2 肥料の種類 *4)

堆肥

*4：告示「特殊肥料等を指定する件」から該当する指定名を記入

- 3 肥料の名称

堆肥6号

- 4 生産する事業場の名称及び所在地

株式会社○○○○ 肥料生産工場 *5)

郡山市日和田町☆☆字***

*5：生産事業場の名称は記入漏れが多いので要注意

- 5 保管する施設の所在地

郡山市日和田町☆☆字***

特殊肥料実態調査票（オモテ）

生産業者名

年 月 日

肥料の名称

肥料の原料及びその混合割合

（重量割合%順に記入）

敷料を肥料の原材料に用いる場合、敷料の原料に建築廃材由来のオガクズを含むか

含む・含まない

添加材の使用

目的

発酵促進材

凝集促進材

その他
（用途： ）

あり・なし

種類

※添加材を使用する場合には、右側の欄に記入するとともに、添加する資材の効果や種類、最低限の添加量であることを示す資料を添付してください

使用量

商品名

メーカー名

生産工程

外観・性状

生産量及び出荷量（見込みで記入してください）

生産量
（月当たり）
（t／月）

t

出荷量
（月当たり）
（t／月）

t

主な出荷先（予定）

品質管理（保管施設・成分分析の実施）

特殊肥料実態調査票（ウラ）

事業場・生産事業場付近の見取り図

**※ 地図等に生産事業場や保管施設を明記して貼付けたもの
または別紙添付も可能**

(備考)

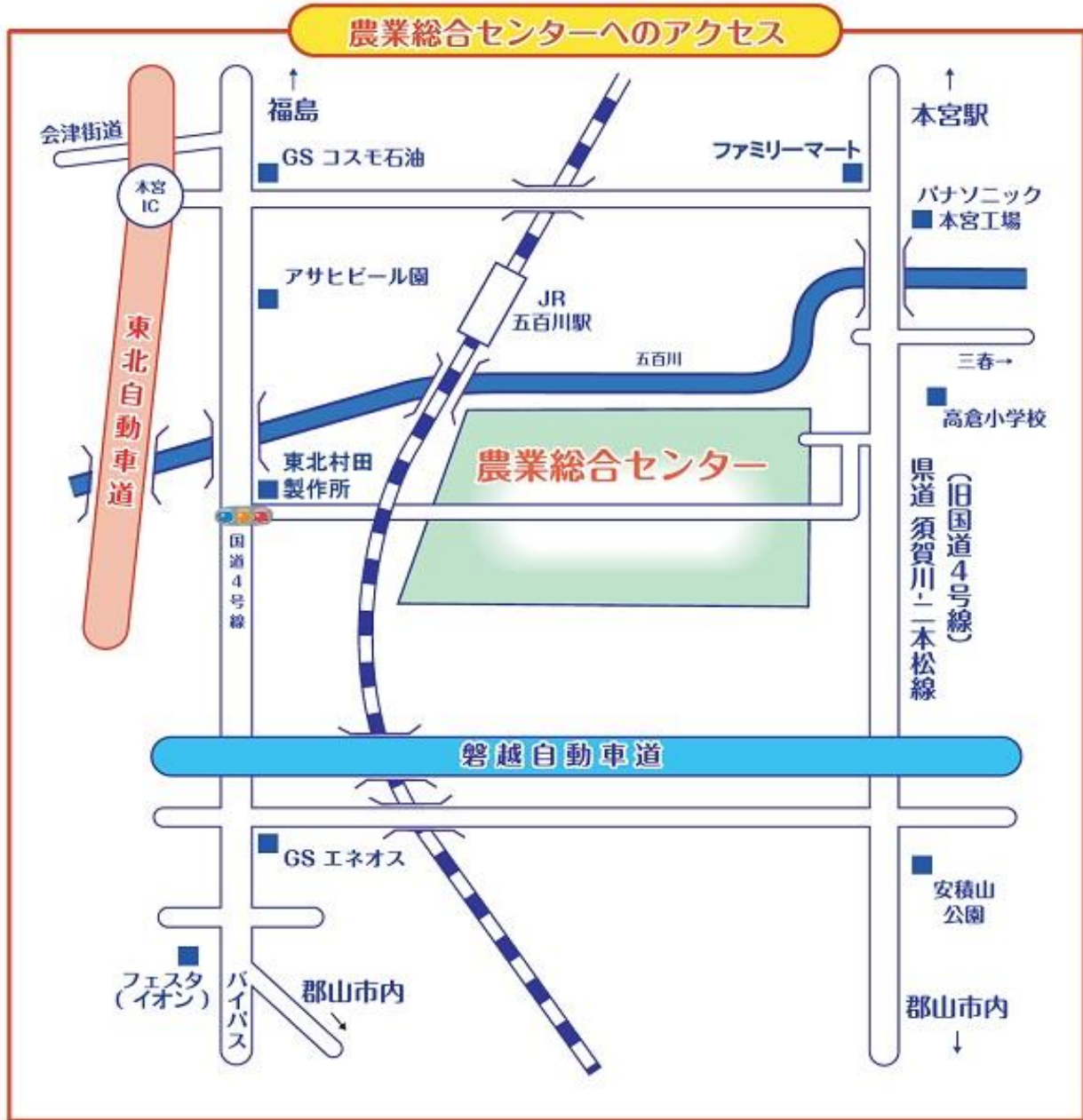
担当者の氏名・連絡先等（携帯番号）：

特殊肥料実態調査票（オモテ） 記入例

生産業者名		株式会社〇〇〇〇		□□□□年△△月★★日	
肥料の名称		堆肥6号			
肥料の原料及びその混合割合 (重量割合%順に記入)		牛ふん70%、もみ殻20%、米ぬか10%			
敷料を肥料の原材料に用いる場合、敷料の原料に建築廃材由来のオガクズを含むか				含む・ 含まない	
添加材の使用 あり ・なし	目的	発酵促進材	凝集促進材	その他 (用途:)	
	種類	尿素			
※添加材を使用する場合には、右側の欄に記入するとともに、添加する資材の効果や種類、最低限の添加量であることを示す資料を添付してください	使用量	50kg/t			
	商品名	S尿素			
	メーカー名	**株			
生産工程	牛ふんと敷料（もみ殻）を搬出→米ぬか混合 →尿素添加→かくはん→堆積・発酵（6か月堆積・ 切り返し週1回）→水分調整→篩かけ →包装→出荷				
外観・性状	褐色・粉状				
生産量及び出荷量（見込みで記入してください）	生産量 (月当たり) (t/月)	10	t	出荷量 (月当たり) (t/月)	10 t
主な出荷先（予定）	県中方面				
品質管理（保管施設・成分分析の実施）	<ul style="list-style-type: none"> ・倉庫で保管 ・年1回成分検査 				

特殊肥料実態調査票（ウラ）記入例

事業場・生産事業場付近の見取り図



(備考) 担当****

担当者の氏名・連絡先等（携帯番号）： ★★★★★-****-0000

混合特殊肥料実態調査票（オモテ）

生産業者名

肥料の名称

原料の特殊肥料及びその配合割合 (重量割合%順に記入)	特殊肥料の指定名・受理番号・配合割合	特殊肥料の指定名・受理番号・配合割合	特殊肥料の指定名・受理番号・配合割合	特殊肥料の指定名・受理番号・配合割合
	指定名	指定名	指定名	指定名
	受理番号	受理番号	受理番号	受理番号
	配合割合 (%)	配合割合 (%)	配合割合 (%)	配合割合 (%)
材料の添加 あり・なし	固結防止材	浮上防止材	粒状化促進材	悪臭防止材
	(種類)	(種類)	(種類)	(ゼオライトのみ使用可)
※材料を添加する場合は、右側の欄に記入するとともに、添加する量が最低限であることを示す資料を添付してください	(使用量)	(使用量)	(使用量)	(使用量)
	(商品名)	(商品名)	(商品名)	(商品名)
	(メーカー名)	(メーカー名)	(メーカー名)	(メーカー名)
生産工程				
外 観・性 状				
生産量及び出荷量（見込みで記入してください）	生産量 (月当たり) (t /月)		出荷量 (月当たり) (t /月)	
主な出荷先（予定）				
品質管理（保管施設・成分分析の実施）				

特殊肥料実態調査票（ウラ）

事業場・生産事業場付近の見取り図

※ 地図等に生産事業場や保管施設を明記して貼付けたもの
または別紙添付も可能

(備考)

担当者の氏名・連絡先等（携帯番号）：

記入例（混合特殊肥料の場合）

特殊肥料生産業者届出書

□□□□年△△月★★日 *1)

*1：日付は西暦、和暦どちらも可

福島県知事 ◎◎ ◎◎ 様

住 所 郡山市日和田町☆☆字** *2)

*2：個人商店や任意組合の場合は代表個人の住所を記入

氏 名 株式会社○○○○

代表取締役 ○○ ○○ *3)

*3：押印不要

(電 話) ○○○-○○○-○○○○

(F A X) ○○○-○○○-○○●●

(E-mail) ****@□□□□

記

- 1 氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

郡山市日和田町☆☆字**

株式会社○○○○

代表取締役 ○○ ○○

- 2 肥料の種類

混合特殊肥料 *4) *4：混合特殊肥料の届出の場合、他の指定名を記入しない

- 3 肥料の名称

混合堆肥7号

- 4 生産する事業場の名称及び所在地

株式会社○○○○ 肥料生産工場 *5)

郡山市日和田町☆☆字** *5：生産事業場の名称は記入漏れが多いので要注意

- 5 保管する施設の所在地

郡山市日和田町☆☆字**

混合特殊肥料実態調査票（オモテ） 記入例

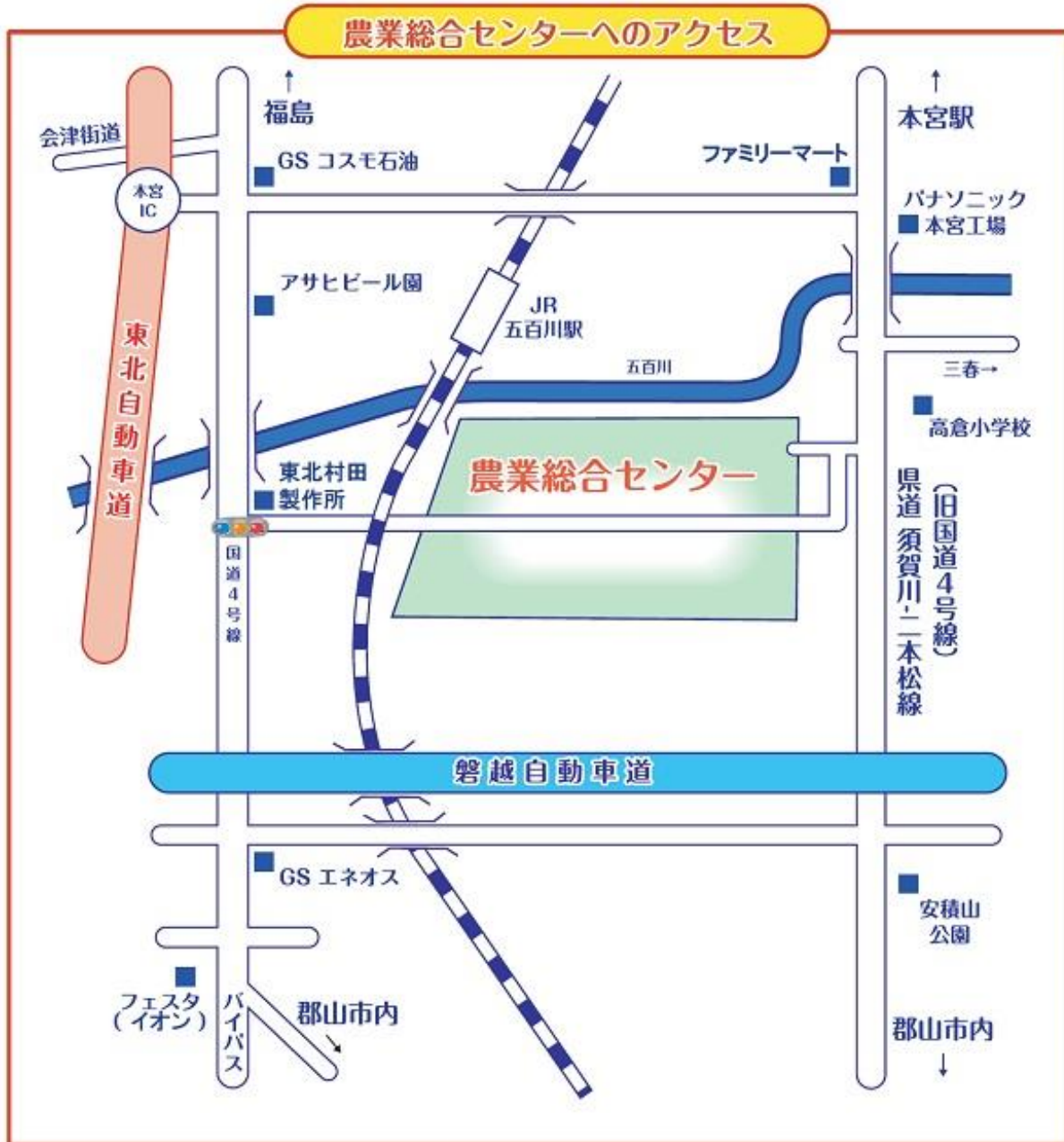
生産業者名 株式会社〇〇〇〇 □□□□年△△月★☆☆日

肥料の名称 混合堆肥 7号

原料の特殊肥料及びその配合割合 (重量割合%順に記入)	特殊肥料の指定名・受理番号・配合割合	特殊肥料の指定名・受理番号・配合割合	特殊肥料の指定名・受理番号・配合割合	特殊肥料の指定名・受理番号・配合割合
	指定名 堆肥	指定名 草本性植物種子皮殻油かす及びその粉末	指定名 貝化石粉末	指定名 蒸製骨
	受理番号 福島県第◎◎号	受理番号 福島県第□□号	受理番号 福島県第●●号	受理番号 ☆☆県第■ ■号
	配合割合 (%) 30	配合割合 (%) 25	配合割合 (%) 20	配合割合 (%) 10
材料の添加 あり・なし	固結防止材	浮上防止材	粒状化促進材	悪臭防止材
	(種類) パーライト	(種類) かんらん岩粉末	(種類) ベントナイト	(ゼオライトのみ使用可)
※材料を添加する場合は、右側の欄に記入するとともに、添加する量が最低限であることを示す資料を添付してください	(使用量) 全重の3%	(使用量) 全重の3%	(使用量) 全重の2%	(使用量) 全重の2%
	(商品名) パーライト	(商品名) かんらん粉末	(商品名) ベントナイト	(商品名) ゼオライト
	(メーカー名) (株)P	(メーカー名) (資)KK	(メーカー名) (有)B	(メーカー名) (名)Z
生産工程	原料混合→材料添加→摂食防止材のとうがらし粉末（全重の5%）添加→造粒・成形→袋詰め→出荷・保管			
外観・性状	灰色			
生産量及び出荷量（見込みで記入してください）	生産量 (月当たり) (t/月)	10 t	出荷量 (月当たり) (t/月)	10 t
主な出荷先（予定）	福島市内			
品質管理（保管施設・成分分析の実施）	<ul style="list-style-type: none"> ・倉庫で保管 ・年1回成分検査 			

特殊肥料実態調査票（ウラ）記入例

事業場・生産事業場付近の見取り図



(備考) 担当****

担当者の氏名・連絡先等 (携帯番号) : ★★★★★-****-0000

特殊肥料輸入の届出に係る手続きについて

- 特殊肥料の輸入を開始する1週間前までに、福島県農業総合センターへ届出書・参考資料を提出する必要があります。
- 届出書は1銘柄につき1件提出してください。
- 法改正により、届出書に「肥料の種類」の記入が追加されました。記入漏れに注意してください。
- 「肥料の種類」は告示「特殊肥料等を指定する件」を参照し、該当する指定名を記入してください。
- 輸入する特殊肥料については、生産する事業場の名称及び所在地は記入不要です。
- 陸揚げして保管することなく、他県の倉庫等へ輸送される場合には、「保管する施設の所在地」は空欄もしくは「保管なし」と記入してください。

参考資料について

- ・ 特殊肥料の指定名及び福島県のどの港湾に陸揚げしているか等確認のため、「輸入特殊肥料実態調査票」を1部添付してください。
- ・ 届出人を確認するために、以下の書類のいずれかを添付してください。
 - 法人の場合：「履歴事項証明書」（届出日から3か月以内に発行されたもの）
 - 個人の場合：「住民票抄本」（届出日から3か月以内に発行されたもの）

特殊肥料輸入業者届出書

年 月 日

福島県知事 様

住 所

氏 名 （名称及び代表者の氏名）

（電 話）

（F A X）

（E-mail）

下記により特殊肥料を輸入したいので、肥料の品質の確保等に関する法律第22条第1項の規定により届け出ます。

記

- 1 氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 2 肥料の種類
- 3 肥料の名称
- 4 保管する施設の所在地

記入例

特殊肥料輸入業者届出書

□□□□年△△月★★日 *1)

*1：日付は西暦、和暦どちらも可

福島県知事 ◎◎ ◎◎ 様

住 所 郡山市和田町☆☆字×× *2)

*2：個人商店や任意組合の場合は代表個人の住所を記入

氏 名 株式会社○○○○

代表取締役 ○○ ○○ *3)

*3：押印不要

(電 話) ○○○-○○○-○○○○

(F A X) ○○○-○○○-○○●●

(E-mail) ****@□□□□

記

- 1 氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

郡山市和田町☆☆字××

株式会社○○○○

代表取締役 ○○ ○○

- 2 肥料の種類

グアノ *4) *4：告示「特殊肥料等を指定する件」から該当する指定名を記入

- 3 肥料の名称

輸入グアノ1号

- 4 保管する施設の所在地

郡山市和田町☆☆字×× *5)

*5：福島県で保管しない場合は空欄もしくは「保管なし」と記載

輸入特殊肥料実態調査票

輸入業者名

年 月 日

肥料の名称

肥料を輸入する港湾名

肥料の原料及びその混合割合
(重量割合%順に記入)

添加材の使用

目的

発酵促進材

凝集促進材

その他
(用途:)

あり・なし

種類

※添加材を使用する場合には、右側の欄に記入するとともに、添加する資材の効果や種類、最低限の添加量であることを示す資料を添付してください

使用量

商品名

メーカー名

生産工程

輸入行程

外 観・性 状

輸入産（見込みで記入してください）

年間の輸入量 (t/月)

t

主な販売先（予定）

品質管理（異物混入確認や成分分析の実施等）

(備考)

担当者の部署・氏名・連絡先等（携帯番号、メールアドレス）：

輸入特殊肥料実態調査票 記入例

輸入業者名		株式会社〇〇〇〇		□□□□年△△月★★日	
肥料の名称	輸入グアノ1号				
肥料を輸入する港湾名	相馬港				
肥料の原料及びその混合割合 (重量割合%順に記入)	グアノ100%				
添加材の使用 あり なし	目的	発酵促進材	凝集促進材	その他 (用途:)	
	種類				
※添加材を使用する場合には、右側の欄に記入するとともに、添加する資材の効果や種類、最低限の添加量であることを示す資料を添付してください	使用量				
	商品名				
	メーカー名				
生産工程	採掘→粉碎→篩かけ→袋詰め				
輸入行程	原産国 (インドネシア) →相馬港				
外 観・性 状	白				
輸入産 (見込みで記入してください)	年間の輸入量 12 t (1 t/月)				
主な販売先 (予定)	株式会社☆★肥料				
品質管理 (異物混入確認や成分分析の実施等)	<ul style="list-style-type: none"> ・現地で粉碎前に目視確認 ・年1回自主検査を実施 				
(備考)	担当****				
	担当者の氏名・連絡先等 (携帯番号、メールアドレス) : ★★-***-〇〇〇				

届出後の注意点

肥料販売業務開始届出書の提出について

- ・生産（輸入）した特殊肥料を福島県で販売（譲渡）するためには、肥料の品質の確保等に関する法律第23条第1項の規定に基づき、福島県知事への肥料販売の届出の提出が必要です。
- ・具体的な手続きの方法は、「■肥料販売に係る届出について」を参照してください。

帳簿の備付と記録について

- ・同法第27条第1項の規定に基づき、肥料の生産業者は事業場ごとに帳簿を備えなければなりません。
- ・同法同条の規定に基づき、肥料を生産したときは名称・生産数量・原料を記録しなければなりません。
- ・同法施行規則第25条の2第2項に基づき、特殊肥料を生産したときは以下の事項も記録する必要があります。
 - ・肥料を生産した年月日
- ・同法同条第2項の規定に基づき、肥料の生産業者や販売業者に肥料を販売したときには、その都度、肥料の名称、数量、年月日及び相手方の氏名（名称）を記載しなければなりません。
- ・同法同条第3項の規定に基づき、帳簿は2年間保存しなければなりません。

原料・材料の記録方法について

- ・同法施行規則第25条の2第2項に基づき、一部の特殊肥料では原料及び材料の記録が義務となりました。
- ・原料及び材料の記録が必要なのは「堆肥」・「動物の排せつ物」及びこれらの特殊肥料を原料とする「混合特殊肥料」です。
- ・他者より原料を仕入れて生産する肥料が該当します。自家由来の原料で生産する場合は対象外です（敷料の資材を他の農家からもらっている場合も原料記録は不要です）。
- ・原料について記録する項目は以下のとおりです。
 - ・使用した原料の種類
 - ・使用した原料の使用量
 - ・使用した原料の入手先
- ・材料について記録する項目は以下のとおりです。
 - ・使用した材料の種類
 - ・使用した材料の名称
 - ・使用した材料の使用量：堆肥の場合は「腐熟促進材」、混合特殊肥料の場合は「固結防止材」、「浮上防止材」、「粒状化促進材」、「悪臭防止材」
 - ・使用した材料の入手先

堆肥中のクロピラリドについて

- 家畜の餌となる輸入粗飼料には、日本未登録の除草剤の成分であるクロピラリドが含まれる可能性があります。このクロピラリドは堆肥にも残留することが判明しています。
- 作物によっては、クロピラリドを含む堆肥等を施用されると生育に影響が生じます。ナス科やキク科、マメ科で影響が大きいことがわかっています。このため、堆肥等の販売先（譲渡先）へは、クロピラリドによる作物への影響の情報伝達やクロピラリドの注意喚起を行ってください。
- 堆肥等にクロピラリドが含まれるかを確認するには、さやえんどうを用いた生物検定方法を活用してください。
- クロピラリドに関する詳しい情報については農林水産省ホームページ「クロピラリド関連情報」も参照してください。

放射性セシウムの暫定許容値について

- 平成23年8月1日付け農林水産省消費・安全局長・生産局長・林野庁長官・水産庁長官通知「放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について」に基づく肥料、土壌改良資材、培土の放射性セシウム暫定許容値は400 Bq/kg（製品重量）です。
暫定許容値を超過する肥料を生産・販売しないよう注意してください。
- 腐葉土や剪定枝堆肥、竹パウダーの堆肥等の放射性セシウムの含有濃度が高い恐れのある堆肥については、令和2年8月20日付け農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知「腐葉土・剪定枝堆肥の生産・出荷の見直しに係る「肥料中の放射性セシウム測定のための検査計画及び検査方法」の制定について」の一部改正について」に基づく検査を行い、放射性セシウム濃度が暫定許容値を超過する肥料を生産・販売しないよう注意してください。
- 腐葉土・剪定枝堆肥等を自家利用する場合には、令和2年10月29日付け農林水産省生産局農業環境対策課長通知「農家が自ら生産・施用する有機質土壌改良資材及び腐葉土・剪定枝堆肥の取扱いについて」に基づく検査を行い、放射性セシウム濃度が暫定許容値を超過する肥料を使用しないよう注意してください。
- 剪定枝チップや竹パウダー等の「有機質土壌改良資材」を販売する場合は、令和2年10月29日付け農林水産省生産局農業環境対策課長通知「地方公共団体や事業者が生産する有機質土壌改良資材の取扱いについて」に基づく検査を行い、放射性セシウム濃度が暫定許容値を超過する資材を生産・販売しないようにしてください。

告示「特殊肥料の品質表示基準を定める件」に基づく特殊肥料の表示について

- 肥料の品質の確保等に関する法律第22条の2に基づき、指定名「堆肥」、「動物の排せつ物」及びこれらを原料とする「混合特殊肥料」については、告示「特殊肥料の品質表示基準を定める件」により、原料や主成分等の表示が義務付けられています。

一般表示事項

- ・ 肥料の名称
 - ・ 届出した名称のみ記載できます
- ・ 肥料の種類
 - ・ 「堆肥」、「動物の排せつ物」、「混合特殊肥料」のいずれかになります。
 - ・ 返還された届出書副本から転記してください。
- ・ 届出をした都道府県
 - ・ 生産業者、輸入業者が表示する場合は、当該肥料について届出書を提出した都道府県名を記載します（本県届出の場合は「福島県」と記載）。
 - ・ 販売業者が表示する場合は、肥料販売の届出を提出した都道府県名を記載します。
- ・ 表示者の氏名又は名称及び住所
 - ・ 表示者は特殊肥料の「生産業者」・「販売業者」・「輸入業者」のいずれかです。
- ・ 正味重量
 - ・ キログラム単位で記載します。
 - ・ 重量表記と容積表記の併用はできますが、**容積のみの表記はできません。**
- ・ 生産(輸入)した年月
 - ・ 次のいずれかにより記載します。 西暦表示の例：2021.9
和暦表示の例：「令和3年1月」、「3.1」等
 - ・ 販売業者が表示者となる場合、生産(輸入)した年月を販売業者が知らない場合には、「生産(輸入)した年月」を「表示をした年月」として年月を記載します。
 - ・ 表示票内に生産年月を記載することが困難な場合、生産年月の欄に記載箇所を表示し、他の箇所に記載することができます。

原料、材料等の表示方法について

- ・ 原料の表示について
 - ・ 「鶏ふん」、「もみがら」等最も一般的な名称をもって記載します。
 - ・ 使用された重量の大きい原料から順に記載し、その旨を記載します。
 - ・ 表示票内に原料を記載することが困難な場合、原料の欄に記載箇所を表示し、他の箇所に記載することができます。
- ・ 原料に、動物由来のたん白質が使用されている場合は、注意事項の記載が必要です。
 - ・ 牛等（牛、めん羊又は山羊等）由来のたん白質を含む場合
この肥料には、牛等由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用し、家畜等に与えたり、牧草地等に施用したりしないで下さい。
 - ・ 牛等（牛、めん羊又は山羊等）由来のたん白質を含まない場合
この肥料には、動物由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで

保管・使用して下さい。

・材料の表示について

- ・材料として腐熟促進材を使用した場合は、「腐熟を促進するために尿素を使用したものである」等のようにその材料の名称を記載します。
- ・動物由来のたん白質を使用した肥料に摂食阻害材を添加した場合には、材料の名称と使用量を記載します。使用できる材については告示「肥料取締法施行規則第一条第一号ホの規定に基づき、農林水産大臣が指定する材料を定める件」を参照してください

混合特殊肥料の原料、材料の表示について

・原料の記載方法

- ・原料名は、使用した重量順に**特殊肥料の種類**（指定名）を記載します。
- ・堆肥又は動物の排せつ物を原料として使用する場合には、「堆肥」又は「動物の排せつ物」の字句の次に〔 〕を付し、〔 〕の中に当該肥料の原料を堆肥及び動物の排せつ物の記載方法に従い記載します。

・材料の記載方法

- ・混合特殊肥料の場合、告示「特殊肥料等を指定する件」に記載のある用途・種類に応じた材料の使用が可能です。材料を使用した場合には、用途及びその材料の名称を記載します。

主成分の含有量等の記載について

・窒素、りん酸、加里の表示について

- ・窒素、りん酸、加里の含有量は%単位で四捨五入して小数点第1位まで記載します。
- ・窒素、りん酸、加里の含有量を「乾物当たりの値」で記載する場合は、「主成分の含有量等(乾物当たり)」と表記します。
- ・窒素、りん酸、加里の**現物当たりの含有量**が0.5%未満である場合は「0.5%未満」と記載することができます。

・炭素窒素比（C/N比）

- ・整数で記載します。

・水分

- ・成分含有量を「乾物当たりの値」で記載する場合のみ、記載が必要です。
- ・%単位で四捨五入して整数で記載します。

・銅

- ・「豚ふん」を原料として使用し「**現物**」1 kg当たり300 mg以上含有する場合のみ記載します。
- ・mg/kg単位で、四捨五入して整数で記載します。

・亜鉛

- ・「豚ふん」・「鶏ふん」を原料として使用し、「**現物**」1 kg当たり900 mg以上含有する場合のみ記載します。
- ・mg/kg単位で、四捨五入して整数で記載します。

- ・石灰

- ・石灰を原料として使用し、「現物」1kg当たり150g以上含有する場合のみ記載します。
- ・%単位で、四捨五入して小数点第1位まで記載します。

表示値の許容範囲

成分	誤差の許容範囲
窒素全量	<ul style="list-style-type: none"> ・表示値が1.5パーセント未満の場合は、プラスマイナス0.3パーセント ・表示値が1.5パーセント以上5パーセント未満の場合は、表示値のプラスマイナス20パーセント ・表示値が5パーセント以上10パーセント未満の場合は、プラスマイナス1パーセント ・表示値が10パーセント以上の場合は、表示値のプラスマイナス10パーセント
りん酸全量	
加里全量	
銅全量	表示値のプラスマイナス30パーセント
亜鉛全量	表示値のプラスマイナス30パーセント
石灰全量	表示値のプラスマイナス20パーセント
炭素窒素比	表示値のプラスマイナス30パーセント
水分含有量	表示値のプラスマイナス20パーセント

※ 自主分析などで分析値が上記の許容範囲を超えたときには表示票を改訂してください。

混合特殊肥料の成分表示について

- ・主成分の含有量については、「堆肥」又は「動物の排せつ物」を原料として使用する場合に限り表示します。
- ・窒素炭素比（C/N比）は記載不要です。

表示の方法

- ・包装品等の場合
 - ・外部の見やすい箇所に、表示票を印刷表示するか貼り付けます。
- ・無包装品の場合
 - ・表示票を添付して販売（譲渡）します。

表示での注意事項

- ・表示は8ポイント以上のサイズで、文字と背景が見分けやすいように表記します。
- ・肥料の正味重量が6kg未満の場合は文字サイズを適宜調整してください。
- ・届出した肥料の名称を変更する場合には、「特殊肥料生産業者届出事項変更届書」を提出し、名称変更の手続きが必要です。
- ・同一の肥料で名称を追加したい場合は、1肥料1銘柄の原則に準じ、新たに特殊肥料の届出を行ってください。

告示「特殊肥料の品質表示基準を定める件」改正で表示可能となった事項

○ 同告示の改正により、成分分析の結果、窒素、りん酸、加里については全量表示の他、下記の表示も可能となりました。

- ・ 窒素：アンモニア性窒素、硝酸性窒素
- ・ りん酸：く溶性りん、可溶性りん、水溶性りん
- ・ 加里：く溶性加里、水溶性加里

○ 同告示の改正により、成分分析の結果、肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第11条第9項第3号の「表の中欄」に掲げる量を超えている場合は表示可能となりました。

- ◆ アルカリ分
 - ◆ 可溶性けい酸、水溶性けい酸
 - ◆ 可溶性苦土、く溶性苦土、水溶性苦土
 - ◆ 可溶性マンガン、く溶性マンガン、水溶性マンガン
 - ◆ く溶性ほう素、水溶性ほう素
 - ◆ 可溶性硫黄
- も表示できるようになりました。

主成分	百分比
有効苦土	1
アルカリ分	5
有効けい酸	5
有効マンガン	0.1
有効ほう素	0.05
有効硫黄	1

成分	誤差の許容範囲
アンモニア性窒素、硝酸性窒素、く溶性りん酸、可溶性りん酸、水溶性りん酸、く溶性加里、水溶性加里、アルカリ分、可溶性石灰、く溶性石灰、水溶性石灰、可溶性けい酸、水溶性けい酸、可溶性苦土、く溶性苦土、水溶性苦土、可溶性硫黄	<ul style="list-style-type: none"> ・ 表示値が1.5パーセント未満の場合は、±0.3パーセント ・ 表示値が1.5パーセント以上5パーセント未満の場合は、表示値の±20パーセント ・ 表示値が5パーセント以上10パーセント未満の場合は、±1パーセント ・ 表示値が10パーセント以上の場合は、表示値の±10パーセント
可溶性マンガン、く溶性マンガン、水溶性マンガン、く溶性ほう素、水溶性ほう素	表示値のプラスマイナス30パーセント

※ 自主分析で分析値が上記の許容範囲を超えたときには、表示票を更新してください。

肥料の品質の確保等に関する法律に基づく表示

肥料の名称

肥料の種類

届出をした都道府県

表示者の氏名又は名称及び住所□

正味重量

生産した年月

原料□

主成分の含有量等

窒素全量

りん酸全量

加里全量

銅全量

亜鉛全量

石灰全量

(可溶性硫黄)

炭素窒素比

水分含有量

肥料の品質の確保等に関する法律に基づく表示

(牛ふん堆肥(現物値表示)の記載例)

肥料の名称 牛ふん堆肥6号

肥料の種類 堆肥

届出をした都道府県 福島県

表示者の名称及び住所□ 株式会社○○○○
郡山市日和田町☆☆字××

正味重量 20kg

生産した年月 □□□□年△△月

原料□ 牛ふん、もみ殻、米ぬか
備考：1 生産に当たって使用された重量の大きい順である。
2 腐熟を促進するために尿素を使用したものである。

主成分の含有量等

窒素全量 1. 5%

りん酸全量 2. 0%

加里全量 2. 5%

炭素窒素比 8

肥料の品質の確保等に関する法律に基づく表示

(牛ふん堆肥(乾物値表示)の記載例)

肥料の名称 牛ふん堆肥7号

肥料の種類 堆肥

届出をした都道府県 福島県

表示者の名称及び住所□ 株式会社○○○○
郡山市日和田町☆☆字××

正味重量 20kg

生産した年月 □□□□年△△月

原料□ 牛ふん、オガクズ、米ぬか

- 備考：1 生産に当たって使用された重量の大きい順である。
2 腐熟を促進するために尿素を使用したものである。

主成分の含有量等(乾物当たり)

窒素全量 2.5%

りん酸全量 3.5%

加里全量 4.0%

炭素窒素比 8

水分含有量 55% *1)

*1：主成分の含有量を乾物値で表示する場合は、水分含有量を記載

肥料の品質の確保等に関する法律に基づく表示

(豚ふん堆肥 (現物値表示) の記載例)

肥料の名称 豚ふん堆肥 1号

肥料の種類 堆肥

届出をした都道府県 福島県

表示者の名称及び住所 □ 株式会社○○○○
郡山市日和田町☆☆字◆◆

正味重量 20kg

生産した年月 □□□□年△△月

原料 □ 豚ふん、おが屑

備考：生産に当たって使用された重量の大きい順である。

主成分の含有量

窒素全量 1.5%

りん酸全量 2.0%

加里全量 2.5%

銅全量 400 mg/kg *1)

*1：豚ふんを原料に用い、銅全量を現物1kg当たり300mg以上含有する場合のみ表示
(単位はmg/kg・整数表示)

亜鉛全量 990 mg/kg *2)

*2：豚ふん・鶏ふんを原料に用い、亜鉛全量を現物1kg当たり900mg以上含有する場合のみ表示
(単位はmg/kg・整数表示)

炭素窒素比 11

肥料の品質の確保等に関する法律に基づく表示

(鶏ふん堆肥(現物値表示)の記載例)

肥料の名称 鶏ふん堆肥2号

肥料の種類 堆肥

届出をした都道府県 福島県

表示者の名称及び住所□ 株式会社○○○○
郡山市日和田町☆☆字✕✕

正味重量 10kg

生産した年月 □□□□年△△月

原料□ 鶏ふん、おが屑
備考：生産に当たって使用された重量の大きい順である。

主成分の含有量

窒素全量 1.5%

りん酸全量 2.0%

加里全量 2.5%

亜鉛全量 990 mg/kg *1)

*1：豚ふん・鶏ふんを原料に用い、亜鉛全量を現物1kg当たり900mg以上含有する場合のみ表示(単位はmg/kg・整数表示)

石灰全量 16.0% *2)

*2：石灰を原料として使用し、石灰全量を現物1kg当たり150g以上含有する場合のみ表示(単位は%・小数点以下第1位まで記載)

炭素窒素比 5

肥料の品質の確保等に関する法律に基づく表示

(堆肥を原料に含む混合特殊肥料(現物値表示)の記載例)

肥料の名称 混合堆肥7号
肥料の種類 混合特殊肥料
届出をした都道府県 福島県
表示者の名称及び住所□ 株式会社○○○○
郡山市日和田町☆☆字×××
正味重量 10kg
生産した年月 □□□□年△△月
原料□ * 1) 堆肥〔牛ふん、おが屑〕 * 2)、草本性植物種子皮殻油かす
及びその粉末、貝化石粉末、蒸製骨

* 1 : 混合特殊肥料の原料として使用した特殊肥料の指定名を記載

* 2 : 原料に「堆肥」・「動物の排せつ物」を使用した場合は、〔 〕に「堆肥」・「動物の排せつ物」の原料を記載。記載順は各原料ごとの使用した重量の順

備考 : 1 生産に当たって使用された重量の大きい順である。

2 この肥料には、牛等由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用し、家畜等に与えたり、牧草地等に施用したりしないで下さい。 * 3)

* 3 : 動物由来のたん白質を含む肥料を原料に使用した場合は、告示「特殊肥料の品質表示基準を定める件」を参照し、動物由来のたん白質の区分に応じて備考欄に注意事項を記載

3 牛、めん羊、山羊及び鹿による摂取を防止するためとうがらし粉末を5%使用したものである。 * 4)

* 4 : 牛等への摂食防止材を使用した場合は、備考欄に材料の名称及び使用量を記載

4 固結を防止するためにパーライトを使用したものである。 * 5)

5 浮上を防止するためにかんらん岩粉末を使用したものである。 * 5)

6 粒状化を促進するためにベントナイトを使用したものである。 * 5)

7 悪臭を防止するためにゼオライトを使用したものである。 * 5)

* 5 : 固結防止材・浮上防止材・粒状化促進材・悪臭防止材を使用した場合には、備考欄に材料の名称を記載

主成分の含有量

窒素全量 4.5%

りん酸全量 5.5%

加里全量 4.5%

* 6)

* 6 : 混合特殊肥料では窒素炭素比は記載しない

- 令和2年12月1日付け農林水産省消費・安全局長通知「「肥料取締法の一部を改正する法律」の施行について」により、表示票の様式や表示事項が示されているので、参照し表示してください。

表示事項

- ・ **肥料の種類**
 - ・ 堆肥、動物の排せつ物、混合特殊肥料を除く44種類が記載の対象となります。
 - ・ 返還された届出書副本から転記してください。
- ・ **肥料の名称**
 - ・ 届出した名称のみ記載できます。
- ・ **届出を受理した都道府県**
 - ・ 生産業者、輸入業者が表示する場合は、当該肥料について届出書を提出した都道府県名を記載します（本県届出の場合は「福島県」と記載）。
 - ・ 肥料の届出の受理番号については、「届出を受理した都道府県」の欄に記載します。
- ・ **正味重量** キログラム単位で記載します。
- ・ **生産（輸入）した年月**
 - ・ 表示票内に生産年月を記載することが困難な場合、生産年月の欄に記載箇所を表示し、他の箇所に記載することができます。
- ・ **生産（輸入）業者の氏名又は名称及び住所**

表示での注意事項

- ・ 原料に、動物由来のたん白質が使用されている場合は、注意事項の記載が必要です。
 - ・ **牛等（牛、めん羊又は山羊等）由来のたん白質を含む場合**
この肥料には、牛等由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用し、家畜等に与えたり、牧草地等に施用したりしないで下さい。
 - ・ **牛等（牛、めん羊又は山羊等）由来のたん白質を含まない場合**
この肥料には、動物由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用して下さい。
 - ・ 動物由来のたん白質を使用した肥料に摂食阻害材を添加した場合には、材料の名称と使用量を記載します。使用できる材については告示「肥料取締法施行規則第一条第一号ホの規定に基づき、農林水産大臣が指定する材料を定める件」を参照してください。
- ・ 表示票の文字の大きさは8ポイント以上です。

原産国名（原産地名）の表示について

- ・ 輸入した特殊肥料の場合、原産国名を表示してください。
- ・ 国名より地名のほうが知られている場合は、原産地名を国名の代わりに記載することができます。
- ・ 表示票の内部ではなく、表示票の下方等に原産国名（原産地名）を表示してください。

特殊肥料
肥料の種類
肥料の名称
届出を受理した都道府県
正味重量
生産した年月
生産業者の氏名又は名称及び住所

※表示票の文字の大きさは8ポイント以上とする。

特殊肥料 (輸入特殊肥料)
肥料の種類
肥料の名称
届出を受理した都道府県
正味重量
輸入した年月
輸入業者の氏名又は名称及び住所

(原 産 国 名)

※表示票の文字の大きさは8ポイント以上とする。

特殊肥料生産（輸入）業者届出事項変更届について

- 住所（主たる事務所の所在地）や法人の代表者名、法人の名称、生産する事業場の名称等の変更、生産事業場の所在地もしくは保管施設の所在地の追加や削除等、届出事項に変更が生じた場合には、肥料の品質の確保等に関する法律第22条第2項の規定に基づき、福島県知事へ届け出なければなりません。
- 肥料販売業務開始届出書の届出事項にも変更が生じた場合は、同法第23条第2項の規定に基づき、福島県知事へ届け出なければなりません。
- 変更が生じた日から2週間以内に、変更届を福島県農業総合センターへ提出してください。
- 法人の名称や代表者の氏名、主たる事務所の所在地が変更された場合には、変更を確認するため、履歴事項証明書を1部添付してください。
- 変更が生じた日から2週間以上経過した後に変更届を提出する場合には、別途「遅延理由書」を1部添付してください（様式は福島県農業総合センターへお問い合わせください）。
- 登記に時間を要するため、変更から2週間以内に変更届を提出できない場合には、事前に福島県農業総合センターへ御連絡ください。

※ 肥料の品質の確保等に関する法律では届出の「承継」はありません。

- ・ 世帯内の後継者への経営移譲や業務の相続
- ・ 任意組合での代表変更
- ・ 個人商店の代表者変更
- ・ 個人商店から法人化 等の場合には、
すべて、当初届出の廃止及び新規届出の提出が必要です。

※ 特殊肥料を輸入する港湾を、福島県内の港湾から別の都道府県の港湾に移転した場合には、特殊肥料輸入業者の「変更届」ではなく「廃止届」を提出する必要があります。

※ 堆肥の原料の家畜ふんの畜種が変わる場合、肥料の性質も変わるため、廃止・新規の届出をお願いしています。

特殊肥料生産（輸入）業者届出事項変更届出書

年 月 日

福島県知事 様

住 所

氏 名 （名称及び代表者の氏名）

（電 話）

（F A X）

（E-mail）

さきに、 年 月 日付け（受理番号福島県（輸）第 号）で肥料の品質の確保等に関する法律第22条1項の規定により届け出た事項に下記のとおり変更を生じたので、同条第2項の規定により届け出ます。

記

1 変更した年月日

2 変更した事項

3 変更した理由

記入例

特殊肥料生産（輸入）業者届出事項変更届出書

□□□□年△△月◇◇日 *1)

*1：日付は西暦、和暦どちらでも可

福島県知事 ◎◎ ◎◎ 様

住所 郡山市日和田町☆☆字×× *2)

*2：法人の場合は履歴事項証明書に記載されている本社の所在地を記入
個人商店や任意組合の場合は代表者個人の住民票の住所を記入

氏名 株式会社○○○○

代表取締役 ○○ ■■ *3)

(電話) ○○○-○○○-○○○○ *3：押印不要

(FAX) ○○○-○○○-○○●●

(E-mail) ****@□□□□

さきに、□□□□年△△月★★日付け*4)（受理番号 福島県第◎◎号）*5) で肥料の品質の確保等に関する法律第22条第1項の規定により届け出た事項に下記のとおり変更を生じたので、同条第2項の規定により届け出ます。

*4：最初に届出書を提出した日付を記入

*5：届出書副本に記載された受理番号を記入

記

1 変更した年月日

(1) □□□□年△△月▼▼日 *6)

*6：変更が生じた日付を記入

(2) □□□□年◆◆月▼▼日 *7)

*7：変更事項が複数ある場合は併記

2 変更した事項

(1) 代表者の氏名

(新) ○○ ■■

(旧) ○○ ○○

(2) 主たる事務所の所在地及び保管する施設の所在地

(新) 郡山市日和田町⊕⊕の××

(旧) 郡山市日和田町☆☆字××

3 変更した理由

(1) 取締役会の決議による

(2) 移転

特殊肥料生産（輸入）事業廃止届について

- 特殊肥料の生産（輸入）を廃止した場合、肥料の品質の確保等に関する法律第22条第2項の規定に基づき、福島県知事へ届け出なければなりません。
- 特殊肥料の生産（輸入）廃止に伴い肥料販売も廃止する場合、同法第23条第2項の規定に基づき、福島県知事に届け出なければなりません。
- 生産（輸入）を廃止した日から2週間以内に、廃止届を福島県農業総合センターへ提出してください。
- 届出人が死亡した場合は、家族の方が代理人として廃止届を福島県農業総合センターへ提出してください。

※ 法人を廃業する場合には清算人・破産管財人からの廃止届を提出をお願いします。

※ すでに特殊肥料の生産や特殊肥料の輸入を廃止している場合でも、廃止届の提出なく県で届出を抹消することはありません。廃止届の提出を必ず行ってください。

※ 廃止届未提出の場合は、立入検査や生産数量報告の対象となり続けます。

特殊肥料生産（輸入）事業廃止届出書

年 月 日

福島県知事 様

住 所

氏 名 （名称及び代表者の氏名）

（電 話）

（F A X）

（E-mail）

さきに、 年 月 日付け（受理番号福島県（輸）第 号）で肥料の品質の確保等に関する法律第22条第1項の規定により届け出た特殊肥料の生産事業を下記のとおり廃止したので、同条第2項の規定により届け出ます。

記

1 廃止した年月日

2 生産していた特殊肥料の名称

記入例

特殊肥料生産（輸入）事業廃止届出書

□□□□年△△月◇◇日 *1)

*1：日付は西暦、和暦どちらでも可

福島県知事 ◎◎ ◎◎ 様

住所 郡山市日和田町●●の×× *2)

*2：法人の場合は履歴事項証明書に記載されている本社の所在地を記入

個人商店や任意組合の場合は代表者個人の住民票の住所を記入

氏名 株式会社○○○○

代表取締役 ○○ ■■ *3)

(電話) ○○○-○○○-○○○○ *3：押印不要

(FAX) ○○○-○○○-○○●●

(E-mail) ****@□□□□

さきに、□□□□年△△月★★日付け*4)（受理番号 福島県第◎◎号）*5)で肥料の確保等に関する法律第22条第1項の規定により届け出た特殊肥料の生産事業を下記のとおり廃止したので、同条第2項の規定により届け出ます。

*4：最初に届出書を提出した日付を記入

*5：届出書副本に記載された受理番号を記入

記

1 廃止した年月日

□□□□年△△月◇◇日

2 生産していた特殊肥料の名称

堆肥6号

特殊肥料生産事業廃止届出書

年 月 日

福島県知事 様

住 所

氏 名（名称及び代表者の氏名）

（ 年 月 日 死亡）

代理人

（届出人との関係）

（電 話）

（F A X）

（E-mail）

さきに、 年 月 日付け（受理番号福島県（輸）第 号）で肥料の品質の確保等に関する法律第22条第1項の規定により届け出た特殊肥料の生産事業を下記のとおり廃止したので、同条第2項の規定により届け出ます。

記

1 廃止した年月日

2 生産していた特殊肥料の名称

記入例

特殊肥料生産事業廃止届出書

☆☆☆☆年◎◎月▽▽日 *1)

*1：日付は西暦、和暦どちらでも可

福島県知事 ◎◎ ◎◎ 様

住所 福島市杉妻町 番××号

氏名 印 印 *2) *2：押印不要

(○○●●年◎◎月○○日死亡)

代理人 印 印 *3)

*3：代理人の氏名を記載

(届出人との関係 子) *4)

*4：子・妻など、亡くなった届出人から見た代理人の続柄を記入

(電話) ***-???-####

(FAX) ***-???-####

(E-mail)

さきに、○○○○年○○月○○日付け*5) (受理番号 福島県第▲▲▲▲号) *6) で肥料の品質の確保等に関する法律第22条第1項の規定により届け出た特殊肥料の生産事業を下記のとおり廃止したので、同条第2項の規定により届け出ます。

*5：最初に届出書を提出した日付を記入

*6：届出書副本に記載された受理番号を記入

記

1 廃止した年月日

○○●●年◎◎月○○日 *7)

*7：廃止日は亡くなった日を記入

2 生産していた特殊肥料の名称

ふくしま堆肥